

議案第4号

平成20年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正 予算

平成20年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,313,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成20年11月25日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 越 金		191,516 ^{千円}	85,729 ^{千円}	277,245 ^{千円}
	1 繰 越 金	191,516	85,729	277,245
歳 入 合 計		1,227,972	85,729	1,313,701

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	流域下水道事業費	千円 824,519	千円 85,729	千円 910,248
	2 流域下水道 管 理 事 業 費	595,629	85,729	681,358
歳 出 合 計		1,227,972	85,729	1,313,701

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	流域下水道事業費	^{千円} 8,700
計			8,700